

医療費通知《医療費のお知らせ》 を送付しています



◆医療費通知とは？

村では、国民健康保険(国保)に加入している方に、健康管理や医療費の管理に活用していただくために、医療費通知を送付しています。通知が届いた方は、記載内容をご確認ください。

- 医療費通知は、年に5回(6月・8月・10月・12月・2月)、世帯ごとにかかった医療費についてお知らせします。受診した覚えがない医療機関が記載されている場合や、記載された金額や受診日数が異なる場合など、お気づきの点がありましたら、国保年金課にお問い合わせください。
- 医療費通知は、医療機関から美浦村国保に請求された診療報酬明細書(レセプト)を基に作成しています。医療機関の窓口では10円未満を四捨五入した金額を支払うため、通知に記載される自己負担額と差額が生じることがあります。

◆医療費通知が確定申告に使用できます

村からお送りしている医療費通知は、確定申告で医療費控除の適用を受ける際に添付する「医療費の明細書」として使用することができます。

◆使用の際に気をつけること

- 医療機関を受診してから医療費通知に反映するまでに時間を要するため(半年程度)、確定申告開始前までにすべての月分の医療費についてお知らせをお送りすることができません。通知に記載されていない月の医療費については、医療機関からの領収書に基づきご自身で作成した医療費の明細書を追加して添付する必要があります。
- 医療費通知は、医療福祉制度(マル福)による助成や高額療養費の支給など、レセプト情報からはわからない給付については反映されていません。通知に記載されている内容が、実際に負担した金額と異なる場合は、記載内容を訂正したうえで使用してください。

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

『いっしょに行こう』はたちの献血



「はたち」をきっかけに献血を始めてみませんか？
はたちの方に限らず、献血に久しくいっていないという方、献血未経験者の方、あなたの力を必要としている方がいます。献血へのご協力をお願いいたします。

献血はなぜ必要なのか？

献血により提供いただいた血液は、けがや手術により失血した人だけでなく、病気の治療のためにも使われています。そのため、安定的に血液を確保する必要があります。冬の季節は献血者が減少しがちですが、更に最近「血液の需要の増加」と「献血者減少」が重なり、血液の在庫が減少してしまっている状態です。このままでは、患者さんに必要な血液が届けられなくなってしまうかもしれません。皆さんの協力が「今」必要です。

200ml献血は男女とも16歳から、400ml献血は男性で17歳・女性で18歳から、献血バスか献血ルームで献血できます。血液には有効期間があるため、常時献血をお願いしています。



◀Web会員サービスラブラッド
『献血予約』『問診回答』



◀茨城県赤十字血液センター
LINE公式アカウント



◀日本赤十字社HP
『献血について』

■問合せ 健康増進課 ☎029-885-1889